【②】特定ＪＶのうち代表者以外の構成員
ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）40㎡以上であること。(トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯を除く。)

代表者は上記【①】、代表者以外のすべての構成員は上記【②】の同種工事の実績を有すること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて(回答)」(昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲)」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「熊本57号　滝室坂トンネル西新設（一期）工事○○・○○特定建設工事共同企業体」、「熊本57号　滝室坂トンネル東新設（一期）工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加者資格の確認及び選抜を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物件の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 29 年 10 月 30 日

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長　笠井　之彦

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　71、27

⑵ 購入等件名及び数量　保管金事務処理システムの運用保守等　一式

2　意見の提出方法

⑴ 意見の提出期限　平成29年11月20日正午（郵送の場合は必着のこと）

⑵ 提出先　〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２　最高裁判所事務総局経理局用度課調査係　牧浦　電話03―3264―5873

3　仕様書案の交付

⑴ 交付期間　公示日から上記２⑴まで。

⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ。

4　Summary

⑴ Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵ Nature and quantity of the service to be contracted : Operation and maintenance of a computer system for managing money on deposit and other necessary services, 1 contract

⑶ Time limit for the submission of comments on the specifications : Noon, November 20, 2017

⑷ Contact point for the notice, delivery of the specifications, and the submission of comments : MAKIURA, Research Section, Supplies Division, Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan, TEL 03―3264―5873

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 29 年 10 月 30 日

国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当理事　黒瀬　泰平

◎調達機関番号　816　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　75

⑵ 購入等特定役務及び数量　ＮＩＣＴ未来ＩＣＴ研究所設備管理業務　一式

2　意見の提出方法

⑴ 意見の提出期限　平成29年11月20日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵ 提出先　〒651―2492 兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡588―２　情報通信研究機構未来ＩＣＴ研究所企画室神戸管理グループ　渡邉　武雄　電話078―969―2152

3　仕様書案の交付方法　平成29年10月30日から平成29年11月20日まで、情報通信研究機構ホームページ調達情報よりダウンロードすること。

4　Summary

⑴ Classification of the services to be procured : 75

⑵ Nature and quantity of the services to be required : NICT Advanced ICT Research Institute Facility Management Operations, 1 set

⑶ Time limit for the submission of comments : 17 : 00　20 November 2017

⑷ Contact point for the notice : Takeo Watanabe, Kobe Management Operations Group, Planning Office, Advanced ICT Research Institute, National Institute of Information and Communications Technology, 588―2 Iwaoka Iwaoka-machi Nishi-ku Kobe-shi Hyogo 651―2492 Japan TEL 078―969―2152

随 意 契 約

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。

平成 29 年 10 月 30 日

支出負担行為担当官

厚生労働省年金局事業企画課長　宮本　直樹

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

○第８号

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　71、27

⑵ 購入等件名及び数量

① 社会保障・税番号制度導入に伴うシステム開発（包括照会等）にかかるソフトウェア提供サービス　一式

② 年金給付システム周辺サーバ更改に伴うシステム開発等業務　一式

③ 年金給付オンラインシステム更改に伴うシステム開発等業務　一式

2　随意契約の予定日

①から③まで　平成29年11月20日

3　随意契約によることとする協定の規定上の理由

①から③まで　ｂ「排他的権利の保護」